

会報 栄養日本・礎 いしづえ

公益社団法人 日本栄養士会

巻頭言	1
News & Topics	2
会務報告	7
職域事業部のページ	9
都道府県栄養士会会長に聞く!!	16
編集後記	18

巻頭言

「新年にあたり」

公益社団法人日本栄養士会の会員、賛助会員の皆様、あけましておめでとうございます。すがすがしい思いで新年をお迎えになったことと存じます。日本栄養士会では平成24年度より「管理栄養士・栄養士の将来像」を掲げ、活動を強化してまいりました。その構想や実現に向けた取り組みについて、本稿で概説しておきたいと思います。

1. 理論構築

管理栄養士・栄養士は、栄養士法によって「栄養の指導」を実践する権限を免許された専門職者であります。栄養士法が生まれて57年、何度かの改正を経て現行法に至っております。この間、我が国の政治、経済、教育、社会保障などあらゆる状況が大きく変容し、管理栄養士・栄養士はこれらの変化や栄養士法の改正に対応しつつ現在に至り、その存在は社会的にも評価されるようになりました。このことは先輩たちの努力のたまものです。また、2000年改正の現行栄養士法で管理栄養士の免許制度が確立したことは、国民の皆様へ管理栄養士が行う固有業務である「栄養の指導」に質的保障がなされたことになり、この改正の重要性がうかがえます。次のステップとしては、この現行栄養士法に残されているさまざまな課題を見出し、それを改めて、生命や健康に関わる専門職としての使命や職業倫理が反映された新しい法律に深化させる必要があります。

そこで、日本栄養士会では将来構想実現のために、法制度研究を重点的に推進することとし、弁護士8名の方々に第三者組織である厚生法制研究会を発足していただきました。同研究会は強力に研究活動を進めておられ、近い将来その成果が生まれるものと期待しております。私たちは、まずその成果への理解を深めるために、研修活動を推進していきます。生涯教育研修会においても組み込む予定であります。

2. 実体形成

私たちが、専門職として果たすべき役割が増えています。人々に寄り添い、社会ニーズに的確に応える存在になる必要があります。そのためには栄養や食の知識や技術だけでなく、科学的エビデンスに基づいた専門性と自己規制基準としての職業倫理の確立が必要です。将来構想はこれらの裏付けにより初めて達成します。いくら、素晴らしい法制度における研究成果が生まれても、私たちの活動実体が伴っていなければ意味がありません。平成26年度総会において、「管理栄養士・栄養士倫理綱領」

が改訂されたことは、まさに時機を捉えたものでした。今年は、この倫理綱領を一人ひとりの活動の中で行動や態度で表わすことが求められます。昨年4月より、職業倫理観の高い、専門性を十分に備えた人材育成の観点から生涯教育制度をスタートさせました。会員・非会員を問わず多くの管理栄養士・栄養士が参加しています。生涯教育では、管理栄養士・栄養士が到達し保持し続けなければならないミニマムスタンダードとして次の4項目を掲げ、「基本研修」を実施しています。4項目とは、①専門職としての職業倫理をベースにした態度や行動をとる、②管理栄養士や栄養士が行う「栄養の指導」の本質とその実践形態を理解し、説明できる、③栄養ケア・プロセスの基本を理解し、活用できる、④行動変容の理論と実践について習熟している、です。このようなミニマムスタンダードを栄養士会全体で現実のものにしていく努力が、実体形成への重要な取り組みとなります。

3. 世論形成

昨年、事務局内に企画広報室を設置しました。専門の職員を配置し、これまでにない管理栄養士・栄養士の戦略的広報活動を企画しています。「日本栄養士会雑誌」やホームページの刷新などを通じて、その状況が会員の皆様へ実感していただけるようになります。また、マスコミなどへの情報発信も積極的に行ってまいります。

さらに、管理栄養士・栄養士への理解が深いオピニオンリーダーというべき方々が増えてきました。関連団体・ジャーナリスト・有識者などの皆様と十分な意見交換を行いながら、その活動を進めてまいります。関連学会、関連団体との交流や連携、国際栄養士連盟との連携や国際協力などが進むことでしょう。また、2022年にはアジア栄養士会議を日本で開催することとなりました。

4. 政策形成

将来構想実現に向けて、栄養士法改正が必要になることは明かです。特に、厚生法制研究会による理論構築、我々自身による実体形成、世論形成を踏まえつつ、国の関係部署や立法院への働きかけを強化していくことが必要です。特に、厚生労働省との連携は法律の立案への重要な要素になります。立法院に対しても理解を得る活動を多面的に行っていきます。

公益社団法人 日本栄養士会
会長 小松 龍史

日本人の長寿を支える「健康な食事」を普及し、健康寿命の延伸を目指す・・・

『日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会』（座長：中村丁次神奈川県立保健福祉大学学長）の報告書が取りまとめられ、10月16日に厚生労働省から公表されましたので、その一部を掲載します。

日本人の平均寿命が延伸し、世界でも高い水準を示していることには、日本人の食事が一助になっていると考えられる。今後高齢化がさらに進展することを踏まえると、今改めて「健康な食事」とは何かを明らかにすることは、日本にとっても国際社会にとっても意義深い。

「健康な食事」とは、特定の栄養素や特定の成分を指すものでも、健康に良いと謳う文句で出回っている特定の食品を指すものでもない。日本の食事の特徴は、気候と地形の多様性に恵まれ、季節毎に旬の食べ物があり、また地域毎に産物があり、こうした多様な食べ物を組み合わせて、調理して、おいしく食べることで、バランスのとれた食事をとってきたことにある。

人々の生活の営みやその環境、背景にある食文化などまでを視野に入れ、日本人の食事の特徴を生かした「健康な食事」の目安を提示し、普及することで、国民や社会の「健康な食事」についての理解を深め、「健康な食事」に取り組みやすい環境を整備し、健康寿命の延伸を図る。

日本人の長寿を支える「健康な食事」のとりえ方

「健康な食事」とは、健康な心身の維持・推進に必要とされる栄養バランスを基本とする食生活が、無理なく持続している状態を意味する。

「健康な食事」の実現のためには、日本の食文化の良さを引き継ぐとともに、おいしさや楽しさを伴っていることが大切である。おいしさや楽しみは食材や調理の工夫、食事観や食嗜好の形成、食の場面の選択など、幅広い要素から構成される。

「健康な食事」が広く社会に定着するためには、信頼できる情報のもとで、国民が適切な食物に日常的にアクセスすることが可能な社会的・経済的・文化的な条件が整っていないといけない。

社会全体での「健康な食事」は、地域の特性を生かした食料の安定供給の確保や食生活に関する教育・体験活動などの取組と、国民一人ひとりの日々の実践とが相乗的に作用することで実現し、食をめぐる地域力の維持・向上とともに、国民の健康とQOLの維持・向上に着実に

貢献する。

生活習慣病の予防に資する「健康な食事」を事業者が提供するための基準を策定

食事摂取基準（2015年版）における主要な栄養素の摂取基準値を満たし、かつ、現在の日本人の食習慣を踏まえた食品の量と組み合わせを求め、1食当たりの料理を組み合わせることで「健康な食事」の食事パターンを実現するための基準を策定した。この基準は、食事を提供する事業者が使用するものである。事業者は、この基準を満たした料理を市販する場合にマークを表示することができる。

「健康な食事」を普及するためのマークを決定

市販された料理（調理済みの食品）の中で、消費者が「健康な食事」の基準に合致していることが一目で分かり、手軽に入手し、適切に料理を組み合わせることでできるよう、公募によりマークが決定された。

詳細については、厚生労働省ホームページ『日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059933.html>



■普及啓発用スライダー詳細版一より抜粋（8枚目）

「健康な食事」の食事パターンに関する基準とマークの普及に向けて

- 「健康な食事」の取組の特徴は、食事における料理の組合せに関する分かりやすい情報をもとに、簡単に料理を選び、適切に組合せ、食べることができるところにある。
- 消費者は、そうした料理を繰り返し食べることで栄養バランスのとれた食生活が継続されることに加え、商品を通して具体的な料理を見ることができ、「健康な食事」についての情報も得ることができるとする。
- 提供される料理は、栄養バランスとともに、おいしさや楽しさを伴っていることが望ましい。さらに、手軽に継続して利用するためには、利用しやすい価格であることも重要である。
- そのため、商品を提供する事業者は、気候・風土と結びついた旬の食べ物や地域ごとの産物を組み合わせたり調理しておいしく食べさせたという日本の食の特色も踏まえ、そうした食料の活用や調理の工夫を通して、優れた技術を生かすこととなる。その結果、社会へ出る食の「質」が向上していくこととなる。
- 今後も食を外部に依存する傾向は続くと考えられる状況において、提供される食事の「質」を保証する取組は、国民の健康維持や疾病予防の推進と健康産業の創出につながることも期待される。
- 「健康な食事」の食の1プランに関する基準とメニューは、適切な取組と適切な情報の両者を統合し、社会全体で「健康な食事」の実現を目指す新たな取組である。

■普及啓発用スライドー詳細版ーより抜粋（86枚目）

日本栄養士会会員WEB サービス をご利用いただけましたか？

◆日本栄養士会では、以下のようなWEB(インターネット)サービスが10月1日からできるようになりました！

- 会員情報の確認・変更
- 研修会の申込み（日本栄養士会・都道府県栄養士会が主催し、WEB 申込み可能な研修会）
- 入会の申込み

◆ご利用の際には、パスワードが必要となります。

日本栄養士会ホームページ(<http://www.dietitian.or.jp>) →会員WEB サービスのページから、ログインして「ユーザーID・仮パスワード」を入力いただくと、会員情報が確認できます。

確認後は、必ず仮パスワードを個人パスワード（半角英数字混在8～16文字）に変更してください。なお、変更する場合は、一度ログオフしてから、再度会員WEBサービスのページから、ログインの下の「パスワードを変更する場合はこちら」をクリックして、新しいパスワード（個人パスワード）を入力して行ってください。

※「ユーザーID・仮パスワード」は、WEBを利用するために必要となります。会員の皆様に、“パスワード通知書”と記載し、「日本栄養士会雑誌」10月号に同封しております。

なお、同封されていない、または紛失された方は、日本栄養士会事務局までお問い合わせください。

※判別しづらい文字にご注意ください。

l : アルファベットのアイ I : アルファベットのエル 1 : 数字のイチ
O : アルファベット大文字のオー o : アルファベット小文字のオー 0 : 数字のゼロ

◆研修会などに参加する際には、必ず会員証カードをご持参ください！

日本栄養士会および都道府県栄養士会が開催する研修会などで、会員証カード（プラスチック製のバーコード付き）のバーコードを読みとることで、会員確認および研修会などの出席管理、さらには生涯教育単位の付与ができるようになりました（バーコードを読み取る＝出席＝生涯教育単位の付与）。研修会などに参加する際には、必ず会員証カードをご持参ください。

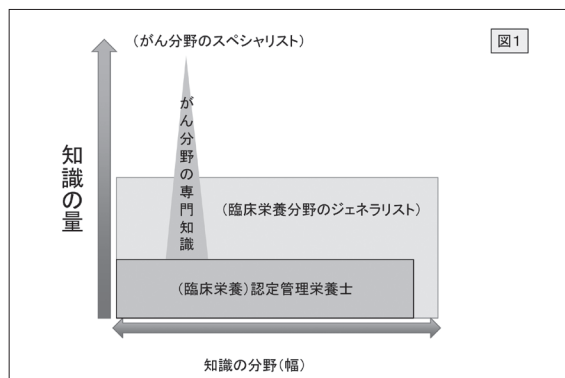
なお、紛失された方は、日本栄養士会ホームページ（<http://www.dietitian.or.jp>）→日本栄養士会からのお知らせ→入会案内「会員証の再交付」をご参照いただき、会員証再交付（有償1,000円（消費税別））の申請をお願いします。

◆WEBによる生涯教育管理機能は、平成27年度の開始に向け、準備中です！

「WEBによる生涯教育管理機能」とは、平成26年から始まりました生涯教育制度をサポートするための機能です。研修単位が研修項目毎に分類され、各個人がWEBで確認できるようになります。ご自身の到達目標（コンピテンシー）にそって自己評価するためのツールとして利用すべく、現在開発をすすめています。

がん病態栄養専門管理栄養士制度がスタートしました。

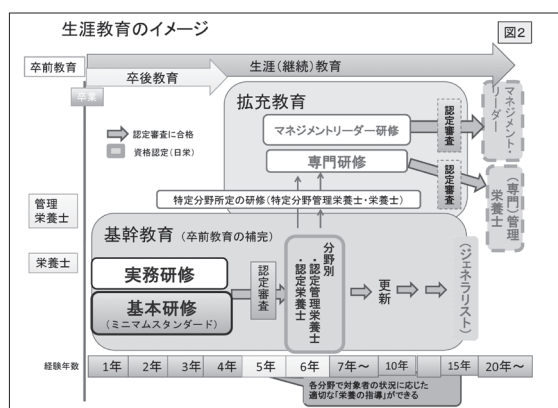
日本栄養士会では、平成26年4月より新しい生涯教育制度がスタートしています。基本にした考え方は、PDCAサイクルの考え方を取り入れたことで、一人ひとりが、自己点検しつつキャリアを積み、「栄養の指導」を通して人々の健康維持・増進、疾病の予防・治療に関わる専門職としての能力をつけることをめざしています。この生涯教育制度は、基幹教育と拡充教育にわけ、基幹教育は、卒後教育としての役割と、さらに臨床経験を積むことで、その分野のジェネラリストとしての熟練したスキルが修得できることをめざしています。拡充教育では、特定の専門分野についてのスキルをその上に積み上げます(図1)。



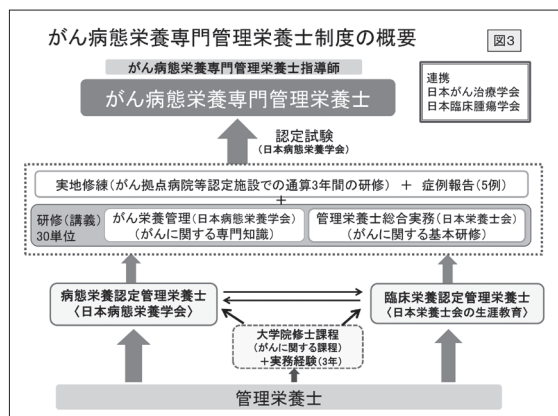
基幹教育における認定の種類は、管理栄養士・栄養士の主な職域を基本にして、臨床栄養、学校栄養、健康・スポーツ栄養、給食管理、公衆栄養、地域栄養、福祉栄養（高齢者・障がい者）、福祉栄養（児童）の8つの分野があります。専門分野の業務をこなすために必要となる全般的知識・技術を修得し、「対象者の状況にかかわらず適切な栄養の指導が実践できるレベルに達したもの」を、認定管理栄養士、認定栄養士として認定することとしました。

拡充教育は、この基幹教育で認定資格を取得後、専門領域の特定の分野における実践活動で優れた成果を生むことができる管理栄養士育成の課程として位置づけています。現在、特定分野として他団体との共同認定も含め4分野ありますが、さらに高度で詳細な専門的知識・技術を持ち、そのスキルを向上させるための研究や教育へも貢献できる卓越した専門性を身につけ実践できる資格として、「専門管理栄養士（スペシャリスト）」を位置づけています（図2）。

専門管理栄養士の先駆けとして、一般社団法人



日本病態栄養学会との共同でがん分野の専門管理栄養士制度を整備し、名称を「がん病態栄養専門管理栄養士」としました(図3)。



がんは、現在我が国において死因の第1位であり、その予防や治療、療養に食と栄養が関わる部分は大きく、いくつかの重要な課題もあります。がん患者への対応では、疾病そのものによる影響や治療に伴うもの、精神的な苦痛などのさまざまな状況があり、その時々に対応した栄養管理が必要ですが、その内容は一人ひとり異なり困難な場合も多くあります。

このような背景のなか、がんの薬剤管理や看護に関する洗練された知識や技術を修得した「がん専門薬剤師」や「がん看護専門看護師」が活躍しています。当然、がんの栄養管理・栄養療法に特化した高度な知識と技術を修得した栄養に関する専門職も必要となっています。この度、厚生労働省の委託事業として、がん患者の栄養管理に必要とされる知識や技術を持つ管理栄養士の養成プログラムの整備が行われ、がん医療チーム連携強化をめざして、日本栄養士会と日本病態栄養学会の共同認定制度として、「がん病態栄養専門管理栄養士」制度がスタートしました。認定申請に関する具体的な内容を示しました(図4)。

日本病態栄養学会・日本栄養士会認定「がん病態栄養専門管理栄養士」制度の規約（概要）

図4

1. — 略 —
2. 申請資格者と認定条件、審査方法
 - 1) 申請資格者
 - ①日本国の管理栄養士免許を有し、管理栄養士として優れた人格と見識を備えている
 - ②日本病態栄養学会（以下本学会）会員および日本栄養士会会員であること
 - ③本学会認定「病態栄養認定管理栄養士」または（および）、日本栄養士会認定「臨床栄養認定管理栄養士」の取得者であり、下記の認定条件を満たしていること
 - ④がん専門栄養士コース中国・四国高度がんプロ養成基盤プログラム（徳島大学）の修了者は、3年間の実務経験と3年間の実施修練を受けることで、受験資格を認める
 - 2) 認定条件
 - ①管理栄養士としての実務経験のうち通算3年間、通算1,000時間以上は、がん栄養療法に関する実務経験を有すること
 - ②本学会が認定する実地修練施設で、3年間の実地修練をうけること
 - ③本学会および日本栄養士会が認定するがん領域の研修を30単位以上履修すること
 - ④当該施設で行ったがん患者の栄養管理の実績5症例を提出すること
 - 3) 申請回数：年1回実施
 - 4) 申請料：30,000円
 - 5) 認定審査
 - ①筆記試験、および②症例審査
3. 認定期間と更新
 - 1) 認定期間は5年間とし、5年毎の更新とする
 - 2) 更新のための講習など：所定の研修40単位以上（本学会と日本栄養士会で実施）を修得すること
 - 3) 過去5年間のがん栄養管理指導症例5症例を提出する
 - 4) 本学会および日本栄養士会の会員であること（過去5年間）
 - 5) 更新申請料は、20,000円
4. — 略 —
5. — 略 —
6. 暫定処置について

暫定期間：平成25年5月～平成30年3月まで：認定5回までとする
（詳しくは、日本栄養士会あるいは日本病態栄養学会ホームページでご確認ください。）

医師や薬剤師、看護師などの専門職では、すでにさまざまな専門分野において関係学会や職能団体により、質の担保をするための認定制度と研修プログラムが整備されています（表1）が、高度な医療チームの一員として、栄養管理の専門性が発揮できる管理栄養士が期待されています。

がん分野のスペシャリストでありリーダーとしての活動には、根拠に基づいた新しい栄養の専門的な知識を常に得ることができる仕組みづくりが重要です。学術団体と協働して、がん専門分野の到達目標を検討し、必要とされる知識や技術、実務経験などを盛り込んだ研修プログラムについて、今後さらに検討を行う予定です。

がん分野の専門管理栄養士の育成により、国民のがんに対する予防・治療・ケアに食と栄養の側面から寄与することで、がん患者の治療やケアの質の向上

他職種の認定制度

表1

	がん看護専門看護師	がん専門薬剤師	がん病態栄養専門管理栄養士
認定組織	日本看護協会	日本医療薬学会	日本病態栄養学会 日本栄養士会
試験	認定試験	認定試験	認定試験
研修	専門課程の修了修了 専門看護師教育課程 基準単位（計26単位） （日本看護系大学協議会）	5年以上の研修 （所定の研修施設・カリ キュラム） 50単位以上の講習 50症例 （日本医療薬学会）	3年以上の研修 （所定の研修施設） 30単位以上の講習 5症例
資格		認定薬剤師 （日本医療薬学会、日病 薬など）	認定 病態 管理 栄養 士 臨床栄養認定 管理栄養士
実務経験	5年間の実務経験 （内3年間は専門分野）	5年間の実務経験	5年間の実務 経験
基礎資格	看護師	薬剤師	管理栄養士

が図られることが期待されます。

患者のニーズと期待に応えられるスキルを持った「がん病態栄養専門管理栄養士」の活躍と、今回の制度構築が、さらに質の高い栄養管理を必要とするさまざまな関連分野で整備され、管理栄養士のスキル向上の契機となることを願っています。

& more ニュースまとめ読み

●H26/9/24 「日本人の食事摂取基準（2015年版）」のポイントを総まとめ

厚生労働省が、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」のポイントをまとめたスライド集を同省ホームページに公表しました。2015年版は生活習慣病の発症・重症化予防を視野に入れて策定。全157ページからなり、食事摂取基準策定の沿革、活用方法、エネルギーおよび栄養素の摂取量の基準がまとめられています。同省も利用を推奨しているので、ぜひともご活用ください。

▶「日本人の食事摂取基準（2015年版）スライド集」について詳しく見る

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056112.html>

●H26/10/1 3年で男女ともに延伸達成、平均寿命との差はなかなか埋まらず

平成26年10月1日、厚生労働省が2回目の「健康日本21（第二次）」推進専門委員会を開催し、平成25年の「健康寿命」が、男性は71.19歳、女性は74.21歳だったと発表しました。前回算出した平成22年は、男性が70.42歳、女性が73.62歳で、それぞれ0.78歳、0.59歳延伸。しかし、同じく平均寿命も延びているため、その差はほとんど縮まっていません。政府は平成32年までに、健康寿命を平成22年の平均から1歳以上伸ばすことを目標にしています。

▶「健康日本21（第二次）各目標項目の進捗状況について」を詳しく見る

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/sinntyoku.pdf>

▶「第2回健康日本21（第二次）推進専門委員会」を詳しく見る

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000059796.html>

●H26/10/1 前回は10,411名が合格、管理栄養士国家試験の施行が公表

平成26年10月1日、厚生労働省から今年度の管理栄養士国家試験について発表されました。第29回の国家試験は、平成27年3月22日に、全国8会場で開催されます。同省ホームページには、そのほかに試験地、試験科目、受験資格、手続き方法、願書受付期間などが明記。なお、合格者の発表は、平成27年5月8日14時に厚生労働省と各試験地事務所で行われます。

▶「第29回管理栄養士国家試験」を詳しく見る

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kanrieiyoushi/

●H26/10/17 栄養の指導に磨きをかける、国立健康・栄養研究所と研究協力の推進に関する協定を締結

平成26年10月17日、国立健康・栄養研究所との意見交換会の席で、研究協力を推進する協定を締結、その調印式が日本栄養士会で開催されました。研究項目は大きく3つ、「栄養の指導のエビデンスに関すること」、「災害時の健康・栄養に関すること」、「国際協力を基盤とする健康・栄養に関すること」と、協定書には記されています。本件では、みなさんの現場の協力が必要にもなるでしょう。研究から実践、そして研究と、大きなPDCAをまわして、より強い専門職となり、社会貢献できることを願います。

●H26/10/18、19 議題の数、およそ50超！3か月ぶりの理事会で、日本栄養士会が加速する

7月の開催以来となった10月度理事会が開催されました。①上半期事業執行概要と未執行事業への取り組みについて各事業部より、上期の統括が行われました。各事業はおおむね順調に進行中、下期に向けて、より強い推進が求められます。②管理栄養士・栄養士の将来像の実現対策について、理論形成では、厚生法制研究会との連携について、来春をめどに、より具体的な展開を進めることになりました。また、世論形成では、今後のビジョンとそのプロセスについての原案が示され、常任理事会を中心に討論をし、具現化を目指すこととなります。

平成26年7月度 理事会開催報告

日 時：平成26年7月5日(土) 13:00～18:00
7月6日(日) 9:00～15:00
場 所：日本健康・栄養会館3階研修ホール
現在理事数：24名
出席理事数：19名(5日)、18名(6日)
監事現在数：2名
出席監事数：1名

議決事項

第1号議案 平成26年度・27年度の役員執行体制について

小松会長から、各部長・常任理事・理事の業務分担について説明があった。また、迫専務理事から、委員会の構成、その他(顧問・参与・連盟、他団体への派遣)の役員人事について常任理事会に一任との提案があり、審議の結果、承認された。

第2号議案 公益社団法人日本栄養士会の運営について

迫専務理事から、公益社団法人関連規程、日本栄養士会の概要、理事の職務、具体的な事業内容と課題について説明があった。また、専務理事が事務局長兼任をもう1年継続することについて、提案があり、審議の結果、承認された。

第3号議案 平成26年度事業の具体的な推進計画について

八鍬事務局長代行から、平成26年度全国栄養改善大会・全国栄養士大会の概要について説明があった。審議の結果、原案どおり承認された。役員の当日の担当については、案を作成し、近日中に文書審議を行うこととした。

第4号議案 管理栄養士・栄養士の将来像の実現対策について

小松会長から説明があった。木戸学術研究事業部長より、栄養士法改正に向けた理論構築の素案を10月の理事会へ提出することとした。迫専務理事から、世論形成について、関係団体のリストアップと現状の洗い出し・アプローチ方法などを集約することについて提案があった。審議の結果、承認された。

第5号議案 平成26年度事業の執行計画および補正予算について

各担当理事より、平成26年度事業の執行計画について下記のとおり説明があり、審議の結果、承認された。補正予算については各担当理事より説明があり、原案どおり承認された。

- ①総務部：赤枝総務部長、齋藤総務副部長
- ②学術研究事業部：木戸学術研究事業部長
- ③人材育成事業部：神戸人材育成事業副部長
- ④情報コミュニケーション事業部：星野情報コミュニケーション事業部長
- ⑤栄養ケア・ステーション事業部：田中栄養ケア・ステーション事業部長
- ⑥地域連携事業部：園原地域連携事業部長
- ⑦職域事業部：西村理事(医療)・斎藤理事(研究教育)・阿部理事(公衆衛生)・角谷理事(地域活動)

第6号議案 管理栄養士専門分野別人材育成事業について

迫専務理事から、厚生労働省の委託事業の進捗状況について説明があった。審議の結果、原案どおり承認された。

第7号議案 管理栄養士による在宅高齢者の栄養管理のあり方に関する調査研究事業

(平成26年老人保健健康増進事業：内示額11,489千円)について

田中栄養ケア・ステーション事業部長から、説明があった。審議の結果、原案どおり承認された。

第8号議案 保育所を活用した生活不活発病防止食事受け取りシステムの構築事業

(平成26年度「新しい東北」先導モデル事業)

下浦常務理事から、説明があった。審議の結果、原案どおり承認された。

第9号議案 会員増の推進対策について

園原地域連携事業部長から、説明があった。審議の結果、承認された。柵木理事から、学生会員制度の確立について提案があり、今後の検討事項とした。鈴木理事から、学生の頃からメールアドレスを登録・情報配信を行う仕組みづくりの提案があり、今後の検討事項とした。

第10号議案 職域事業部の運営について

園原職域事業部長から、説明があった。審議の結果、

原案どおり承認された。迫専務理事から、役員必携の会議運営に関する留意事項より、22時以降の会議を行わないことについて、確認があった。

第11号議案 地区別栄養士会長会議での統一議題について

園原地域連携事業部長から、説明があった。審議の結果、原案どおり承認された。

第12号議案 各種懸案事項への対応について

各担当理事より、平成26年度事業執行計画についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

- ①栄養ケア活動支援事業への資金支援：赤枝総務部長
- ②在宅医療・療養の推進：齋藤理事
- ③有床診療所への管理栄養士の配置促進：齋藤理事

- ④診療報酬、介護報酬同時改定への対応：齋藤理事
- ⑤「健康日本21（第二次）」目標達成にむけた活動：迫専務理事
- ⑥「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組み」への対応：迫専務理事
- ⑦倫理綱領の普及と違反会員への対応：木戸学術研究事業部長

第13号議案 会員の入会承認について

赤枝総務部長から、入会申請があり承認された。

第14号議案 行政栄養士の配置促進に関する要望書について

阿部理事から説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

《公益社団法人日本栄養士会からのお知らせ》 平成27年度定時総会ならびに全国栄養士大会のご案内

公益社団法人日本栄養士会平成27年度定時総会

期 間 平成27年6月21日（日）・22日（月）

場 所 大阪市・大阪新阪急ホテル

平成27年度全国栄養改善大会・全国栄養士大会

期 日 平成27年9月27日（日）

場 所 福岡市・福岡国際会議場

（参 考）第62回日本栄養改善学会＝9月24日（木）～
26日（土）、福岡市・福岡国際会議場

平成27年度理事会（予定）

平成27年5月度理事会〔30日（土）・31日（日）〕

平成27年7月度理事会〔11日（土）・12日（日）〕

平成27年10月度理事会〔17日（土）・18日（日）〕

平成28年1月度理事会〔23日（土）・24日（日）〕

平成28年2月度理事会〔13日（土）〕

平成28年3月度理事会〔12日（土）・13日（日）〕

第34回食事療法学会開催のご案内

開催期間：平成27年3月28日（土）・29日（日）
 会 場：仙台市・仙台国際センター
 テー マ：「ありがとう 伊達の国から新たな一歩」

東日本大震災から学会が開催される平成27年には、丸4年が経過します。「復興へ頑張ろう!みやぎ」のスローガンのもと取り組みが始まり、少しずつ漁港も整理され、田畑の除塩も終え、食材王国みやぎに戻りつつあります。被災時は国内外から、物心両面で支えていただき誠にありがとうございました。今回、「ありがとう 伊達の国から新たな一歩」をテーマに第34回食事療法学会を開催できることを、感謝しております。

初代仙台藩主の伊達政宗は、かなりの食通で「少しも料理心なきはつたなき心なり」と名言を残しております。これは「少しも料理の心得がない者は貧しき心の持ち主だ」という意味だそうです。宮城県には美味しいものが沢山あります。お米（ササニシキ・ひとめぼれ）や三陸の珍味ほや・牡蠣、金華山沖の鯖、吉次の笹子、その他岩出山の納豆、仙台味噌そして亘理の苺など海の幸・山の幸がふんだんに採れます。学会会場になる仙台国際センターは仙台城旧大手門前にあり、向いに仙台博物館、左手に宮城県美術館が徒歩圏内にあります。また有名な三大風景であります松島、瑞巖寺へ足を運んでみてはいかがでしょうか。

プログラムには「脳を鍛える大人のトレーニング」の著書で有名な東北大学加齢医学研究所の川島隆太先生に「朝食の質が脳機能や脳発達に強い影響を与える」の演題でご講演をお願いしております。特別講演、学術講演では私どもが必要な知識を得ていただければと思います。また在宅栄養管理の充実を目指し、医師・看護師・管理栄養士・栄養士その他さまざまな専門職種の連携の重要性を討議していただきます。3.11東日本大震災後、「移動傾聴喫茶」として、被災地を巡りながら被災者の話を聴き、心のケアをなさっていらっしゃるお坊さん達がいいます。今回このプロジェクトを立ち上げた宮城県築館市

にある曹洞宗通大寺の金田諦應ご住職に文化講演をお願いいたしました。大震災後、被災者達は物心ともに大きな痛手を負い、未だ立ち直れない状況下に置かれている方も少なくありません。異常気象による竜巻・水害など多くの災害が地球規模で発生しています。被災地支援の参考にしていただければ幸いです。

・・・ プログラム ・・・

《1日目》

特別講演

「高血圧ガイドライン2014年の改定について」（仮）

札幌医科大学学長 島本 和明

文化講演 「Café de Monku（カフェ・デ・モンク）」

～移動傾聴喫茶 お坊さんが文句を聴きますよ～

曹洞宗通大寺住職 金田 諦應

学術講演 「周産期管理の実践と栄養療法の意義」

岩手県立中央病院 消化器外科
診療科長 宮田 剛

会員対話 「将来の病院栄養士の専門性について」

《2日目》

一般演題発表（口述講演）

一般演題発表（ポスター発表）

教育講演

「朝食の質が脳機能や脳発達に強い影響を与える」

東北大学加齢医学研究所脳機能開発研究分野教授
川島 隆太

シンポジウム

「チーム医療によるこれからの在宅栄養管理の充実を目指して」

なお、プログラム詳細および事前参加登録につきましては、11月4日より第34回食事療法学会ホームページにて事前参加登録を受付けています。

<http://shokuji-ryoho.com>

お世話になった日本全国の管理栄養士・栄養士の皆さまへ感謝の気持ちを込め、会員一同準備に励んでおります。多くの皆様に仙台にお越しいただくことを願っております。

（第34回食事療法学会学会長 南 文子）

生涯教育制度 実務研修を開催して

生涯教育制度がスタートし、学校健康教育事業部では「児童・生徒の生涯にわたる健康づくりの実現のために専門性を用いて貢献する」ことを目標とし、さまざまな研修を企画し、運営しています。学校栄養の専門分野である実務研修の内容は、児童生徒への栄養指導に関すること、学校給食の管理に関すること、児童生徒の心理や発達に関すること、他職種・家庭・地域との連携に関することなどを中心に企画しました。より深める必要がある内容については、時間をかけて学べるようにしました。研修は、スキルアップⅠ、スキルアップⅡ、スキルアップⅢとして開催し、併せて全国研修会も行いました。

スキルアップⅠ

「栄養学」「生化学」「臨床栄養」「栄養の最新情報」などについて学びながら、子どもたちへの食育パフォーマンスへの展開の仕方も学んでいます。今年度は7月～9月に北海道、岩手、東京、石川、京都、島根、宮崎の7地区で行いました。

スキルアップⅡ

個に応じた指導に向けたスキルアップを目指し、子どもの食事指導・支援プログラムを活用した「身長・体重成長曲線に基づく給食管理の指導と実際」「個別指導のあり方・考え方」「学校給食摂取基準の解説と活用」について研修会を行いました。身長・体重成長曲線による成長評価をもとにした個別指導の方法や個々の児童生徒に適切な給食を提供するために学校給食摂取基準について学びました。

スキルアップⅢ

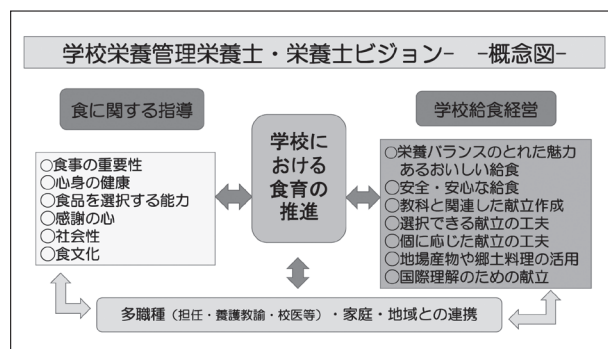
より多様な食育のためのスキルアップを目指して「行動科学に基づいた学校における食育」「データを整理してストーリーをつくる時のコツ」「ジュニア期のためのスポーツ栄養学」「思春期の栄養・食を意識する教育」「プレゼンテーションの極意」などの研修会を行います。スキルアップⅢの案内は12月号の雑誌やホームページにも詳細が載っていますので、そちらもご覧ください。

全国研修会

食育の充実や学校給食の発展、資質の向上を目指し、12月6・7日の2日間にわたり、開催しました。「健康な食事について」「組織力について」「学校における食育のあり方」「学校給食の現状と課題」「学校における食育（道徳）について」「学校給食と食嗜好について」「学校給食現場の衛生管理」についてご講演をいただきました。

学校栄養分野における管理栄養士将来ビジョン

児童・生徒の生涯にわたる健康づくりの実現のために専門性を用いて貢献する
基本理念（こうあるべき） ☐ 食に関する正しい知識・望ましい食習慣を身につけさせる ☐ 食育の生きた教材となる学校給食の充実を図る ☐ 自然の恵みや勤労の大切さを理解させる ☐ 食文化の継承を図る ☐ 食を通して地域等を理解させる
基本方針（進むべき方向） ☐ 食に関する指導の推進体制の構築 ☐ 児童・生徒の個別指導の確立 ☐ 学校給食の経営管理の整備 ☐ 専門性を生かして、学校における食育推進の要となる人材の育成



今後みなさまのご意見を伺いながら、より専門性を高めることができる研修を行っていきたいと考えています。学校健康教育だけでなく、他の職域の多くの方々にも参加していただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身、これまで生涯学習制度では、自分が勉強したいと思う講座を受講していましたが、修了証取得には至りませんでした。昨年度より生涯教育の実務者研修の企画・運営に携わるようになり、管理栄養士・栄養士として基礎基本をしっかり学ぶこと、新しい情報を得て職務に活かしていくこと、連携を図ること、栄養教諭・学校栄養士としての専門性を高めていくことの大切さを認識しました。そして、学校栄養分野で認定を受けるため、基本研修、実務研修を積極的に受講しています。講師の先生方の熱意と受講生みなさまの熱心さに毎回、良い刺激を受けています。生涯教育を通して学ぶことの楽しさを実感することができました。生涯教育を受講したことがない方たちも一度でも参加をしていただければ、次も参加をしたくなる研修だと思います。せっかくの学ぶ機会を逃してしまうのは、もったいないと思いますので、これからも参加を広く呼びかけていきます。

（学校健康教育事業部企画運営副委員長 植草真由美）

勤労者栄養分野における 管理栄養士・栄養士の将来ビジョン

日本で働く人々を健康にする社会の実現に貢献する

■背景

日本栄養士会が法人として発足した昭和34年当時と今では、世の中が大きく様変わりしていることは誰もが承知しているところです。

長年、少子高齢化社会が到来すると言われてきましたが、2007年にはすでに「超高齢社会」に突入しています。持続可能な社会保障制度の維持が、大変難しい局面であることは、毎日報道されています。とりわけ国の財政を圧迫することの一番に、国民医療費の増大があげられています。このまま進めば社会保障制度が破たんしてしまうという危機のもと、健康日本21（第二次）では、健康寿命の延伸をうたい、アベノミクスでは、「健康」をキーワードとした産業振興策を打ち出しました。いまや、国民医療費抑制への取り組みは待ったなしの状況です。そしてその施策は、大きく「予防」に舵を切っています。病気になってからの手厚い治療介護ではなく、その前に病気にさせない取り組みが重要であるとのスタンスです。特に働く人々を重点的に見て行こうという動きが、厚生労働省主管の施策だけではなく、経済産業省主管の健康経営の考え方やCSR(corporate social responsibility: 企業の社会的責任) などにも加わり、さまざまな形で始まっています。

勤労者支援事業部会員の多くが働く、特定給食施設（特に事業所・寮）や関連の食品メーカーや流通・健保・スポーツなどの健康な働く人々に関わる専門職の、食を通じた疾病予防への取り組みに熱い視線が注がれています。今こそ私たち勤労者支援事業部の管理栄養士・栄養士はその本領を発揮して、成果を上げる時代になったのです。

■勤労者支援事業部企画運営委員たちは、今

勤労者支援事業部は日本栄養士会では最も会員数が少なく、その活動もここ数年決して活発とは言えませんでした。昨年春、26～27年度の担当を引き受けた8名の新委員は、勤労者支援事業部を少しでも魅力ある事業部にしたい、役に立つ組織にしたい、専門職として信頼される組織にしたいと、志高く活動を始めました。会員の皆

様に実感していただけるようになるまでには、今しばらく時間が必要かと思いますが、ブロック代表の皆様をはじめ、会員の皆様のご協力のもと、所期の目標を叶えていきたいと思っています。

■日本で働く人々を健康にする社会の実現に貢献する

大き過ぎるビジョンだと感じますか？私たち勤労者支援事業部はさまざまな職場で働く仲間たちで構成されています。企画運営委員会では、食事提供だけ、栄養の指導だけを考えていたのでは、冒頭述べた日本国民の疾病予防には貢献できないと考え、このビジョンを掲げたのです。

さまざまな職場に働く仲間たちが、それぞれの持てる強みを活かして、知恵を出し合い、仕組みを作り、価値と情報を共有して、働く人々の健康の維持増進に貢献して行きたいと考えています。

目指す基本理念は、「健康な働く人々を増加させ、健康寿命延伸を推進する」ことです。

そのために進むべき方向として以下4点が重要と考えています。「未病および生活習慣病対策の推進」「働く人々の職種別健康教育モデルの確立」「給食・外食・中食・食品メーカー・流通産業他、企業との連携による生活習慣病予防体制の確立」「ニーズに対応した栄養マネジメントのできる質の高い人材の増加」です。

具体的な仕組みづくりとして、以下について進めて行きたいと考えています。

- ・職種別健康食育モデル構築
- ・企業への健康教育推進
- ・健康増進となる食環境整備
- ・安全で安心な食品の製造や食品の流通整備
- ・医療費削減につながる食ビジネスの確立
- ・食品表示、情報の認知推進

同時に、専門職としての責務を果たすためにも「社会、業務の中での専門性理解の推進」「新たな職域の認知・確立」を図って行きたいと思っています。このための一歩として、生涯教育の受講・認定や多くの職種職域・学術分野などとの連携が重要になってくると考えています。

（勤労者支援事業部企画運営委員 狩野恵美子）

管理栄養士・栄養士養成システムの充実を目指して

2000年に栄養士法が改正され、人間栄養学・栄養ケアマネジメントに基づく仕事を管理栄養士の核とする方向性が定められました。これに伴い、管理栄養士・栄養士の養成カリキュラムは大幅に改正されました。私達は現在、この制度に基づいて養成を行っています。

法改正から10年余りが経過し、管理栄養士・栄養士に対する社会のニーズ、管理栄養士の業務内容は変化してきました。

この変化に対応するため、日本栄養士会では、現在、「管理栄養士・栄養士の将来像」の実現に向けて実質的な取り組みを行っています。

管理栄養士・栄養士養成に係わる本事業部の会員は、「どんな管理栄養士・栄養士を養成しようとしているのか」、「そのためには、どんな養成システムが求められるのか」、今改めて、考えてみるのが大切であると思います。

本事業部では、ビジョンとして「管理栄養士養成システムの充実」を掲げ、ビジョン達成のための長期目標として、1. 管理栄養士・栄養士の新たな養成システムを提案する。2. 教育力・研究力向上に向けた事業を強化する。を掲げています。

現在、文部科学省において、学士課程教育の質的転換に向け、大学教育の仕組みや制度、教育内容・方法など見直しが行われ、Faculty Development (FD) の実施が各大学に義務付けられるなど、大学教員の教育力向上に向けた取り組みが推進されています。私達「管理栄養士・栄養士」教育者においても、教育力の向上は重要な位置づけであると考えられます。

今年度、この目標達成のための活動として、①全国研究教育栄養士研修会および全国リーダー研修会を開催します。また、②教育手法、研究スキル、研究思考を高めることを目指したコンピテンシーの構築のため、研修会やホームページなどによる情報提供、意見聴取を行います。

全国研究教育栄養士研修会

今年度の全国研修会では、基調講演を平成26年度文化功労章を受章された田中啓二先生に、特別講演を農業大学校校長陽捷行先生にご講演いただきます。基調講演、特別講演を拝聴し、管理栄養士、研究者、教育者と

して学び、シンポジウムでは、「学生に何を伝え、どう育てるのか」教育の役割について考えます。

全国リーダー研修会

リーダー研修会では、「コンピテンシー」について学び、「管理栄養士・栄養士」教育者のコンピテンシーについて意見交換を行います。

今年度から始まった日本栄養士会の生涯教育では、すでに、専門分野（職域）毎に、必要とされるスキルを整理して、到達目標（コンピテンシー）が作成されています。この研修会で活発な討議を行い、研究教育事業部のコンピテンシー構築のための一歩を踏み出すことができればと思います。

さらに、(公社)日本栄養士会監事・厚生法制研究会代表、弁護士の早野貴文先生をお招きし、栄養士法および管理栄養士・栄養士養成制度についてご講義いただき、意見交換を行います。

今年度のリーダー研修会は、都道府県代表者以外の方の参加も可能としました。ぜひ、多くの方にご参加いただき、これからの管理栄養士・栄養士養成について、有意義な討論が行えればと思います。

<ご案内>

平成26年度全国研究教育栄養士研修会

日時：平成27年3月7日（土）10：00～17：10

会場：東京農業大学世田谷キャンパス

基調講演「栄養学における基礎科学と応用科学の統合」

特別講演「健体康心 ―土壌と食の役割―」

シンポジウム「食の繋がり」を伝える

平成26年度研究教育事業部全国リーダー研修会

日時：平成27年3月8日（日）9：00～16：30

会場：東京農業大学世田谷キャンパス

オープンディスカッション

①「管理栄養士・栄養士」教育者のコンピテンシー

②「栄養士法および管理栄養士・栄養士の養成制度
～改革の理念と方向性の検討～」

詳細はホームページ

<http://www.dietitian.or.jp/conference/confinfo/2015/cal150307.htm>

をご覧ください。

企画運営委員会に加わせていただき、3年目となりました。委員となって、たくさんを知り、学びました。精一杯、情報発信し、身近な企画運営委員会でありたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

（研究教育事業部企画運営副委員長 名和田清子）

平成26年度公衆衛生事業部全国研修会報告

平成26年8月28日(木)、29日(金)の2日間、平成26年度公衆衛生事業部全国研修会を東京家政学院大学で開催し、104名が参加しました。

本研修会は、平成25年3月に示された「行政栄養士の基本指針」に基づき、自治体の栄養施策の成果を最大に得るために、昨年度は実態把握から、優先すべき健康課題を特定し、ターゲット層や食生活の特徴を明らかにするための研修を行いました。

今年度は、自治体の健康課題に関連する実態把握「食生活の特徴の明確化」がどこまで進んだのか、また、どのような把握方法なのかについて、先行事例の課題分析のプロセスを学びました。また、地域の課題解決のための栄養施策の企画・立案能力を養うための人材育成について演習を行いました。

●講演Ⅰ「健康な食事のとらえ方～栄養素・食品・料理・食事のつながり～」

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室芳賀めぐみ室長補佐より、日本人の長寿を支える「健康な食事」のとらえ方および基準策定の基本的な考え方についての講義がありました。

健康日本21(第二次)における生活習慣病予防・重症化予防の徹底および社会環境の整備の観点だけでなく、新たな成長戦略である日本再興戦略における健康寿命延伸産業の育成においても、「健康な食事」の基準の策定が位置づけられており、この両者の推進の観点から、国民が「健康な食事」を実践しやすい食環境の整備の促進を目指しています。

●講演Ⅱ「優先すべき健康課題を特定し、ターゲット層や食生活の特徴を明らかにする」

新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科村山伸子教授には、昨年度の本研修会において、実態把握から優先すべき健康課題を特定し、ターゲット層や食生活の特徴を明らかにする必要性・手法についての講義をいただきました。今年度は、昨年度の研修会を踏まえ、取組が前進している新潟県の事例を通して、今後の課題についての講義をいただきました。

●自治体による事例報告

3つの自治体(岐阜県西濃保健所、愛知県半田保健所、

兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所)からの事例報告がありました。いずれの自治体でもワーキング会議などを設置し、組織的に取組を進めていました。地域の実態を把握し、課題を改善するためには関係者と連携・調整を図り、体制整備を行うことの必要性を学びました。

●講演Ⅲ「行政栄養士に必要なコンピテンシーと人材育成～地域での栄養施策の基盤づくり～」

青森県立保健大学大学院健康科学研究科吉池信男科長より、行政機関において栄養・食生活改善業務を行う管理栄養士・栄養士に必要なコンピテンシーと人材育成について講義がありました。

施策の成果が最大に得られるような体制の確保が求められており、必要とされる能力を獲得し、発揮できる仕組みづくりが急務となっています。行政栄養士に必要なコンピテンシー(職務遂行能力)、人材育成システムの先行研究や保健師分野における人材育成の取組などについての講義がありました。

●グループ演習「健康な食事を推進するために行政栄養士に求められる能力について～行政栄養士として明日からできることは何か～」

国立保健医療科学院生涯健康研究部石川みどり主任研究官にアドバイザーとして助言いただきながら、ワークシートを用い、地域の健康課題を解決していくためのコンピテンシーおよび体制整備について参加者同士で議論し、理解を深める演習を行いました。

(公衆衛生事業部企画運営委員 黒澤直子)



地域活動栄養士と生涯教育制度

1. 新しい生涯教育制度

平成26年4月より、「知識・技術・倫理の面で信頼できる栄養の専門職」としての社会的評価を得ることをねらいとし、生涯職能開発の考えを取り入れた生涯教育制度がスタートしました。この新しい制度では自分自身が主役となり、自己研鑽を重視することになりますので、まず、自身の現状の評価を行い、到達目標を決めて研修計画(P)を作成し、研修を受け(D)、その結果を評価(C)し、見直しや改善(A)を繰り返すことによってスキルの向上をめざします。

2. 地域活動栄養士にとっての生涯教育

では、さまざまな立場にある地域活動事業部会員にとっての生涯教育制度は、どのように対応したら良いのでしょうか？これまでの生涯教育検討委員としての関わりから概要をお知らせします。

実力を頼りに、一定の職場を持たずに多様な働き方をしている会員にとって、生涯教育制度の活用で自分の得意とする専門分野を獲得することは、キャリアアップを目指すとともに、社会的評価と信用を得る大切なツールとなります。

すでに一線を退いて後進の活躍を支える会員、家庭の栄養管理者としての会員からは「もう、私たちには関係がない」という声も聞かれましたが、それは違います。「管理栄養士」・「栄養士」という資格は、生涯消えることはありませんので、その有資格者としての責任もあります。管理栄養士・栄養士として備えておくべき基本の研修は必須です。また、自身が主役ですので、実務研修で興味のある分野の見識を追求して専門性を有することは、栄養の専門職の地位向上の大きな力ともなります。とかく現役を退いたり、さまざまな事情で栄養士としての仕事を持たない会員にとっては遠い存在になりがちですが、人生の生涯学習の場としても身近に活用していただきたいと思います。私は先ごろ、基本研修必須科目の研修会に参加しましたが、学生時代を思い出し、新鮮な気持ちで受講できました。

3. 到達目標と分野別認定審査

到達目標一覧は、職域に準じた9つの専門分野に分けられ、それぞれに必要なとされるスキルを整理し、経験年数に応じた目標設定ができるよう整理されています。そして、分野毎に「〇〇認定管理栄養士・栄養士」となる分野別認定審査制度があります。

多くの地域活動事業部会員の皆様が、すでに日本栄養士会のホームページなどから「生涯教育到達目標（地域

栄養分野）」の一覧表を取り出してご自身の目標を設定し、5年サイクルの研修計画を立てられていることと思います。

地域活動栄養士が該当する分野は「地域栄養分野」ですが、中には、他分野の専門性を目指したいとの希望を持った会員もおられることと思います。基本的にどの専門分野を選択して到達目標を設定し、分野別認定審査を受けるかの選択は自由です。ただ、分野毎に認定審査に際して必要な履修単位数などの要件が違うこともありますので、ご確認ください。

4. 基本研修

基本研修内容は、各職域や専門分野に共通する専門職としての基本的なスキルです。新たに「栄養診断」という新しい概念を含んだ「栄養ケアプロセス」が必須科目として取り入れられています。これらの必須科目は、これまでの生涯学習単位の振り替えができませんので、認定審査をめざすには優先しての受講をお勧めします。

5. 実務研修

全体を印刷するとA3判で8ページにも及ぶ「実務研修項目一覧」はご覧になられましたでしょうか？これは、各専門分野毎の研修項目一覧で、それぞれの職域事業部などが担当して実施する研修項目の一覧です。

地域栄養分野は地域活動事業部が担当いたしますが、職場や専門分野が多岐にわたる特性から、研修会を実施するのは3科目のみです。ほかの科目のほとんどを「〇〇に準じる」としておりますので、必要な研修は、その「〇〇」分野の研修会を利用していただくことになります。それぞれに科目番号が振られており、その番号は各都道府県栄養士会で実施される研修科目と連動しています。

地域活動事業部が担当する3科目については、2～3年のサイクルで、全国リーダー研修会、公衆栄養活動研究会で実施の予定です。必須科目ではありませんが地域活動栄養士としての基本となる内容の研修ですので、一人でも多くの会員に参加していただけるよう、準備を進めています。

継続して生涯学習の研修を受けてこられた会員の皆さまは、基本研修の必須単位の取得と、これまでに積み重ねられた生涯学習の単位認定手続きを進め、不足している項目の研修に力を注いでください。そして、是非、平成27年に実施予定の、第1回認定審査を受けて、その実力を他に認められる明確なものにしていきたいと思います。

（地域活動事業部担当理事・生涯教育検討委員 角谷ヒロ子）

平成26年度全国福祉栄養士研修会報告

平成26年10月18・19日全国福祉栄養士研修会は、講師、講演内容とも充実した2日間を、盛会に終了できましたので報告します。

◆全体会「福祉栄養士に期待すること」

(社福)全国社会福祉協議会副会長 高井康行先生
福祉栄養士の多くが所属する社会福祉法人を取り巻く状況を、国の政策や動向を基に、社会福祉法人が国民からどう評価されているのか、何を求められているのか、そして今後何をすべきなのかを中心にご講義いただきました。

生活の中で食事は欠くことができず、そこには管理栄養士・栄養士が積極的に事業に取り組み、成果を出すことが期待されています。「今、管理栄養士・栄養士が力を出すときです」とエールをいただきました。

「介護保険制度の今後について」

厚生労働審議官 原 勝則先生

管理栄養士・栄養士はさまざまな領域に配置されているが、なかなか顔が(活動が)見えない。高齢者にとって食事・栄養はとても大切なことと分かっており、その専門職である管理栄養士・栄養士に頑張ってもらいたいと思うと、地域包括ケアシステムの中で実績を積み成果を出し活躍して欲しいという激励をいただきました。

「日本人の食事摂取基準2015年版の活用」

東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻疫学保健講座社会予防疫学分野教授 佐々木 敏先生

「活用：使うための科学」は、正しく理解し、訓練しなければ使えないこと、すなわち繰り返し学習することが必要であると話されました。「数値の科学」から「活用の科学」へと変わった点を、「PDCAサイクル」の図表から、根拠なくプランを作ってはいけないこと(食事アセスメントを行わずして計画は立てられない)、食事摂取基準が科学的根拠に裏づけられていること、エネルギーの過不足は体重変化で測ること、栄養素摂取量の過不足は食事アセスメントを行い食事摂取基準と比較すること、節塩、エネルギー産生栄養素バランス(飽和脂肪酸)、栄養素摂取と生活習慣病の関係概念などを中心にご講義いただきました。

◆高齢分科会

行政説明は、厚生労働省老健局老人保健課介護保険

データ分析室 森岡久尚室長兼課長補佐より、次に「介護サービスの質の評価ーヘルスサービスリサーチの視点から」と題し、筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ研究室長 田宮菜奈子教授より、医療の質はサービスを受けた人のその後の状況把握が最も大切であり、現場のニーズを政策に繋げていくための研究について、日本での取り組みも交えて講演いただきました。午後からは「相手は何を求めているのか? 認知症のある人の意思を読み取る方法ー食事を通して相手の意思を理解するー」と題し、東京大学先端科学技術研究センター 中邑賢龍教授に演習を交えてご講義いただきました。

◆障がい分科会

行政説明は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 道舩正成課長補佐より、次に「障がい児・者福祉の向上を願ってー一笑健明ー」と題し、公益財団法人日本知的障害者福祉協会 橘文也会長より、専門とは人間性の上に成り立つものと、長年の障がい者支援を通しての体験からご講演いただきました。午後からは、武庫川女子大学生生活環境学部食物栄養学科 雨海照祥教授より「水と水溶性物質について」と題し、栄養評価をする際の指標は①食べる量②体重の変化であること。脱水、炎症、低Na血症やRefeeding症候群など、言葉や単位の意味は、元より、口から入ったものはお尻から出るまで責任を持つ必要性をご講義いただきました。

◆児童分科会

東京大学大学院 佐々木敏教授から「栄養素摂取量を把握できていますか? 食事調査から見えてくるもの」と題し、保育所の食育は、ドライバーが栄養士とすると、ドライバー(栄養士)はトラック(食品)のことばかりを気にしており、本当に必要な荷台の荷物(栄養素)を気にしていない、栄養士は栄養素で考え食品で行動すべきであることと指導いただきました。行政説明は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 橋本圭司課長補佐より、午後からは厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 米倉礼子栄養専門官より児童福祉施設で求められる「食育」ー今、管理栄養士等(食育担当者)に求められることとはー」と題してご講義いただきました。

(福祉事業部企画運営副委員 田中眞智子)

都道府県栄養士会会長に聞く!!



JDA-DAT 山形の活動

(公社)山形県栄養士会
上野和子 会長

忘れもしない2011年3月11日、今まで経験したことのない激しい揺れに襲われました。電気も全てストップし、大きな津波が東北を襲ったことも知らず、余震に怯えての寒い夜を過ごしました。翌日、テレビを見た瞬間、被害の大きさに目を疑いました。山形県は、幸い大きな被害もなかったのですが、福島県などから多くの方々が県内各地に避難してこられました。

この現状に、栄養士会として何かできることはないかと、1週間後、対策委員会を立ち上げ、各市町村に支援の有無を問い合わせ、必要に応じて会員を派遣しました。

また、賛助会員各社より多くの支援物資も提供していただくことができました。

そのような時、日本栄養士会より気仙沼や石巻への派遣依頼が入り、早速、会員は支援物資を持って生々しい爪痕の残る現地に赴きました。

この様な経験から、日本栄養士会の呼びかけに応じ、

4人のリーダーとスタッフ21名を養成し、JDA-DAT山形を立ち上げました。防災センターや赤十字社に講師を依頼し、年1回のフォロー研修会と会員向けの研修会、地域における市民公開講座を継続して開催しております。

また、平成26年度は食育事業の一環として位置づけ、食生活改善推進員、調理師、市民を対象に「災害時のクッキング」の普及啓発事業を十数回開催しました。被害が少なかった県だからこそ、何か行動をしなければとの強い想いが会員の皆様にもあったのだと思います。

JDA-DAT山形を組織し、毎年、研修会を重ねることで「あの日を忘れない」取り組みを今後とも実施していく計画です。

大きな災害が予測されている現在、この支援体制を行政や他団体とどの様に連携していくのが今後の課題です。そして、何よりこのJDA-DAT山形が、活用されることのない日々が長く続くことを願ってやみません。



これからも信頼される会として

(公社)山口県栄養士会
中谷昌子 会長

公益社団法人山口県栄養士会は、「県民の健康寿命延伸の実現をめざし、関係機関、関係団体との連携、協働をもとに、効果的な事業推進を図る。また、食と栄養の専門職として、会員一人ひとりが自らの資質や技術の向上を図るために、生涯教育制度を積極的に活用し、対象者一人ひとりに応じた適切な栄養の指導を実現し、県民の健康づくりに寄与するため、各専門部会と連携し事業を図る。なお、組織強化のための会員増対策とともに会員相互の連携を図る。」を基本方針とし、平成26年度はさまざまな公益事業や会員の生涯教育研修を基本に相互連携事業や研修に取り組んでいます。

山口県は少子高齢化が進み、高齢化比率30%を超えています。平成26年10月に「やまぐち健康マップ」と「健康づくりに関する県民意識調査」の報告書が健康福祉部より発行されました。各市町で疾病の特徴とそれに対する意識のずれなど多くの課題が示されています。

資料を参考にしながら、幼児期から青年期への食育、高齢者へはいつまでも在宅で元気で生活ができるように、食を通して健康寿命の延伸に寄与していきたいと考えています。

平成27年10月に「ねんりんピック」が山口県で開催されます。県内全域で競技をされる選手や関係者の皆様に提供されるお弁当について、山口県栄養士会も委員として山口の特産物や料理が盛り込まれた献立作成に協力をしています。また同時に3日間開催される元気フェアでは、県民や各県からの参加者の健康に結びつく「食と栄養」について展示や栄養の指導を行う予定です。

山口県栄養士会は栄養士会設立60周年、法人化30周年という大きな節目を迎えました。これからも公益社団法人として、信頼される職能団体として、先輩方の意思を引き継ぎ、会を発展させたいと思っています。

みんなが助け合う生きがいのある地域社会に貢献するために ～地域に応じた栄養ケアの提供を目指して～

(公社)佐賀県栄養士会
久野一恵 会長

国が提唱する「地域包括ケアシステムの構築」が佐賀県でも推進されています。構築が進むにつれて「栄養ってとっても大事」「一緒にやりましょう」という声が高まってきました。その声にどのように応えるかが現在の課題です。その方策の一つが「地域の栄養士による地域での栄養ケアの提供」ではないかと考え、栄養ケア活動支援整備事業（厚生労働省）の補助金を得て実施、検証しています。

佐賀県は人口84万の小さな県です。県庁所在地の佐賀市からは、どの支部にも1時間ちょっとで到着できるのですが、南は有明海、北は玄界灘に面し、その間には背振山地がそびえるなど、自然環境は多彩です。福岡県と隣接する鳥栖地区と長崎県と隣接する伊万里鹿島地区とでは、文化も産業も風土も大きく異なり、利用できる社会資源も違います。このような多様性に対応するためには、その地域の会員によるその地域のための栄養ケアシステムが必要と考え、地元栄養士による地元のニーズの御用聞きを始めました。その中で感じることは「顔の見える関係」の大切さです。医師会でも社

会福祉協議会でも訪問看護ステーションでも、地元の会員が出かけていくと丁寧に対応してくれます。一度、二度、三度と訪ねる必要性も分かりました。何度も訪ねていくうちに、相談の依頼件数も増えてきました。そして、提供した栄養ケアに満足していただくことが次の依頼にもつながることを実感しています。物理的な距離の近さは、心の距離の近さにもつながるようです。

地域包括ケアシステムが言われはじめたのと時を同じくして、公益社団法人の認定を受けました。「佐賀県民の公衆衛生の向上に寄与する」という定款に掲げた目的を達成するために行動すべき時がきたと身が引き締まる思いです。「他職種との連携」は、励まし合いも含むことが分かりました。「一緒に地域のために頑張りましょう」と励まされることも多いです。地域包括ケアシステムは、異なる専門性を持つ多くの専門職種と連携をとり、共通の目標を目指すことを通じて向上できるいい機会だと実感しています。この機をのがさず栄養の専門家の集団である公益社団法人としての役目を果たしていきたいと思っています。

お知らせ

○栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業募集開始

日本栄養士会（以下、本会）は、26年10月度理事会を以て、この事業の実施規則などを定め、モデル事業の事業者を募集することとしました。

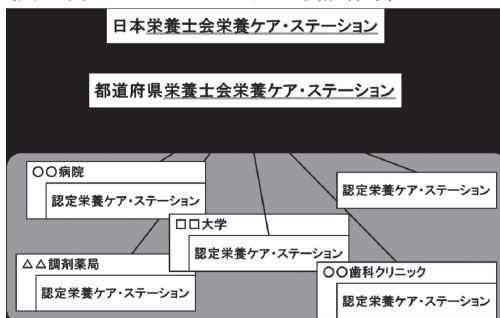
栄養ケア・ステーションとは、地域住民のための食生活支援活動の拠点であります。管理栄養士・栄養士と地域住民のアウトリーチとアクセスを拡充し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会づくりをめざしています。

認定栄養ケア・ステーションとは、栄養ケア・ステーションとしての適格性を有する拠点を「認定栄養ケア・ステーション」として認定し、これらをネットワークとして組織化しようとするものです（図参照）。本会の栄養ケア・ステーション認定制度に則り、「栄養ケア・ステーション」の名称使用の許諾要件を満たしていると認定された、栄養士会以外の事業者の設置・運営にかかる栄養ケア・ステーションです。なお、認定後は、「栄養ケア・ステーション」の表記（商標）の使用許諾が得られます。

これにより、栄養士会が設置・運営する栄養ケア・ステーションと認定栄養ケア・ステーションとをもって、住民の生涯にわたる健康な生活をしっかりと支えることのできる、より細かなより伸びやかな栄養ケアのネットワークを構築することによって、全国津々浦々の住民に栄養ケア・ステーション事業をこれからの時代に向けて発展させることができます。

認定制度の規則、要件、申請書にあっては、本会のホームページ <http://www.dietitian.or.jp/caring/index.html> をご覧ください。

（図） 栄養ケア・ステーションの機能体系



訃報

平成26年逝去された本会関係者は、橋本美佐子名誉会員、澤崎雄作名誉会員、菊地亮也名誉会員、大久保節子名誉会員、牧信三名誉会員、金木歌子名誉会員、酒井欣吾名誉会員です。ご冥福をお祈り申し上げます。

平成27年度会費納入のお願い

「日本栄養士会雑誌」や会報「栄養日本・礎」を滞りなくお届けするためには、会費を3月末までに、所属の都道府県栄養士会へ納入していただく必要があります。お忙しいこととは存じますが、ご協力をお願いいたします。

平成27年度 (公社)日本栄養士会会費 6,500円

都道府県栄養士会年会費については、所属の都道府県栄養士会へ直接お問い合わせください。

*会費の領収証発行については、原則として発行せず、銀行・郵便局の振込(為替)受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

*お知らせいただいている会員情報(姓、現住所、勤務先など)に変更があった場合には、速やかに所属の都道府県栄養士会へご連絡ください。WEBサービスからでもできます。

■日本栄養士会は、会員の皆様のためにさまざまな事業を行っています。

- ・管理栄養士・栄養士の地位・身分の向上のための活動
- ・栄養ケア・マネジメント(医療、介護報酬)、栄養食事指導料、特定保健指導などへの対応
- ・資質の確保・向上のためのさまざまな研修会の開催
- ・「日本栄養士会雑誌」・ホームページなどで管理栄養士・栄養士に関する最新の情報の提供
- ・会員相互の交流、意見交換の機会の設定
- ・栄養業務を行うことで損害賠償を求められた時のために、補償制度を設定

編 集 後 記

あけましておめでとうございます。2015年未年がスタートしました。みなさんは新しい年を迎え、どのような目標をたてられましたか?本会では、新年のあいさつで小松会長が「管理栄養士・栄養士の将来像」に向けての構想や実現に向けた取り組みについて書かれています。

●トピックスに一部掲載してありますが、昨年10月に厚生労働省より発表された『日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方検討会』からの報告書、「健康な食事」を実践・啓発していくため、管理栄養士・栄養士に求められる役割は極めて大きなものがあると思います。

●みなさんも経験した学校給食、昨年12月から新潟県三条市で試験的に行われている「牛乳なし給食」みな

さんは、どのように考えますか?

●「栄養の指導」を通して人々の健康維持・増進、疾病の予防・治療に関わる専門職としての能力をつけることを目指して、昨年からスタートした生涯教育制度、今年も、日本栄養士会、都道府県栄養士会、職域事業部で目標の実現に向けて、多くの研修会が開催されます。専門職としての責務を果たすためにも、研修会に参加してスキルをアップしましょう。

そして、会員になっていない方にも声をかけて、専門職として管理栄養士・栄養士が一丸となって、社会のニーズに応える存在になるように頑張りましょう。

(公社)日本栄養士会理事 柵木嘉和